○地域密着型通所介護事業の概要について

平成28年4月1日から通所介護事業所のうち,事業所の利用定員が厚生労働省令で定める数(18人)以下の事業所については、「地域密着型通所介護事業所」となりました。

平成28年4月1日から介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、少人数で生活圏域密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行しました。

〇地域密着型通所介護事業所の判断基準

- ・「通所介護事業所」と「地域密着型通所介護事業所」の区別は、制度の施行日前日 (平成28年3月31日)の事業所の利用定員(同時にサービス提供が可能な利用者 数の上限)により判断します。
- ・前年度の月平均延利用者数により決定される報酬算定上の規模区分(小規模や通常 規模)や実際の利用者の多い・少ないは関係ありません。
- ・サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所全体の利用定員で判断します。 (サテライト事業所がある場合は、本体事業所とサテライト事業所の利用定員の合計で判断)

〇地域密着型通所介護となった場合の変更点

- ・指定権者が事業所所在の市町村になります(新規・更新申請、変更届、加算届等の 提出先が市町村となり、実地指導、監査も市町村が行います)。
- ・原則、事業所所在の市町村の住民のみしか利用できません。
- ・利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員等により構成される「運営推進会議」を設置し、6ヶ月に1回以上運営推進会議に対して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければなりません。
- ・報酬区分(単価)は、前年度の利用者数の実績にかかわらず、現在の小規模型通所介護費相当となります。